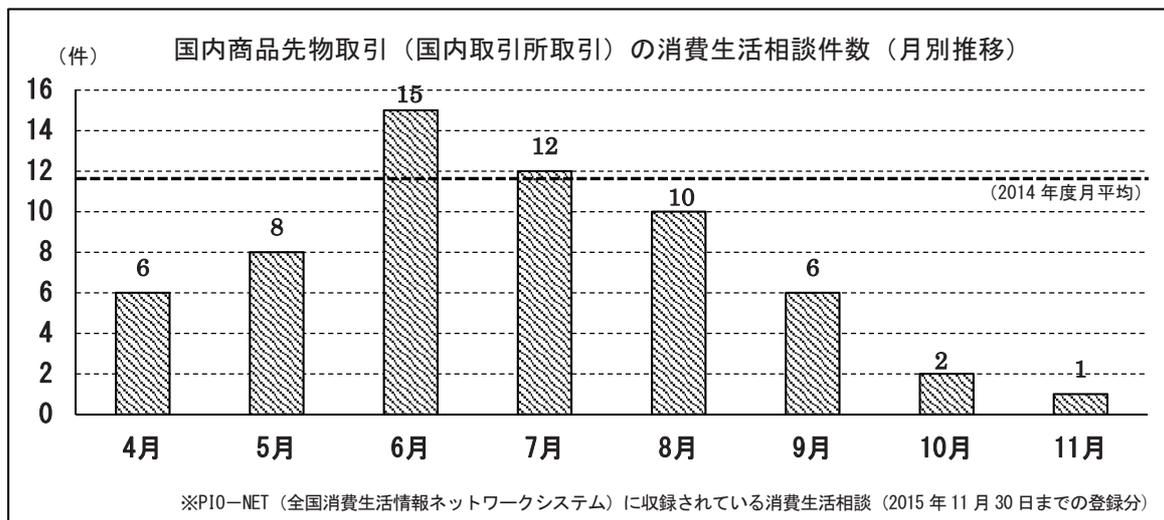


平成27年12月15日

国内商品先物取引(国内取引所取引)に関する消費生活相談等の状況について

消費者庁 消費者政策課

(1) 最近の国内商品先物取引(国内取引所取引)の消費生活相談の動向



○ 本年6月に施行された商品先物取引法施行規則等の改正により、商品先物取引の不招請勧誘の禁止の例外が拡大された(以下の不招請勧誘が可能となった)。

- ・ ハイリスク取引(有価証券の信用取引、他社でのFX取引等)の経験者に対する勧誘 <施行規則第102条の2第2号>
- ・ 一定の要件(65歳未満で年金等生活者でなく、年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上又は一定の資格(弁護士、公認会計士等)を保有)を満たすハイリスク取引未経験者に対する勧誘 <施行規則第102条の2第3号>

ただし、契約前に取引のリスクの理解度確認テストを行うこと、契約後の熟慮期間を設けること、投資上限額を設けることなどが条件

(注) 不招請勧誘とは、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問又は電話により、勧誘する行為をいう。

○ 現在のところ、6月に施行された見直しに係る勧誘についての消費生活相談は寄せられていない。

(参考) 近年の相談件数(年度別)

2014年度の国内商品先物取引(国内取引所取引)の相談件数は、141件。(月平均11.8件)
(2013年度:186件、2012年度:212件)

(2) 主務省からの状況報告

主務省(農林水産省・経済産業省)から報告のあった状況は下記のとおり。

○ 平成27年11月末日現在、施行規則第102条の2第2号の勧誘を行うにあたっての体制整備が確認された業者は5社で、同条第3号の勧誘を行うにあたっての体制が整備されていると確認された業者はない。

なお、同日現在、施行規則第 102 条の 2 第 2 号の勧誘及び同条第 3 号の勧誘いずれについても、開始している業者はない。

- 6 月以降 11 月末までに、経済産業省・農林水産省の商品先物トラブル 1 1 0 番に対し、6 月に施行された見直しに係る勧誘についての相談は寄せられていない。

以 上

平成27年11月30日

商品先物取引法施行規則第103条第1項第28号に規定する 体制整備が確認された商品先物取引業者について

農林水産省及び経済産業省は、商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者のうち、商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「規則」という。)第102条の2第2号又は第3号に基づく勧誘を希望する事業者について規則第103条第1項第28号に規定する体制が整備されているかについて、書面による調査及びヒアリングを実施しました。

その結果、11月末現在でその体制整備が確認されている事業者は以下のとおり。

(平成27年11月末現在、50音順)

	商号又は名称	本店等の所在地	予定する勧誘の 根拠(規則第102 条の2)	
			第2号	第3号
1	岡地株式会社	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号	○	—
2	岡安商事株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番8号	○	—
3	KOYO証券株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目13番2号	○	—
4	サンワード貿易株式会社	東京都新宿区下宮比町3番2号	○	—
5	豊商事株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号	○	—